

2 「食品安全推進計画の考え方」(中間のまとめ)に対する意見の集計結果  
(「意見を聴く会」でのアンケートを含む)

No.	事項	ご意見	備考
1	事業者の自主的衛生管理	食品衛生自主管理認証制度は、製造業社が製造工程管理を適切に実施することで食品の安全性確保を行うことを支援するものとして期待し、更なる普及のために、①本認証を受けた事業者が都民に認知されるような施策を講じる(事業者名を販売店や広報紙に掲げる、該当の食品にマーク表示をするなど)②事業者にとっても認証を受けることが、手続きのストレスではなくメリットであると理解してもらうような働きかけを要望する。	
2	事業者の自主的衛生管理	事業者が自主管理基準を自主的に作るためには、行政で自主管理の基準(指針)を明示し、事業者へ指導してほしい。認証制度ありきではなく、許認可を得るまたは更新する局面で、事業者に自主管理についての指導を行うなど、保健所業務の中に組み込むべきである。	
3	事業者の自主的衛生管理	食品衛生自主管理認証制度を進めるうえでは、自主基準や安全管理について明確にし、HACCPやISOなどの高いレベルと安全管理の水準の中間に位置づけられるものであるべきである。	
4	事業者の自主的衛生管理	食品衛生自主管理認証制度を取得したが、東京都職員である学校給食の栄養士でさえ、制度を知らない人が多い。制度の周知徹底を図ってほしい。	
5	事業者の自主的衛生管理	東京都と農林水産省の認証制度は都民や事業者への広報普及が周知徹底されておらず不十分と思われるため、①JAS法の特別栽培農産物推進へ向けた東京都の農薬使用基準の設定を明確すること。②特別栽培認証農産物が生産者の労力に見合った価格で販売できるよう制度の広報普及活動を強化。③「東京都生産情報提供食品事業者登録制度」の登録農家と流通業者を増やし、都民が農産物を購入する際の指標となるよう制度の認知度を高めるための広報普及活動を強化について施策を講じることが必要。	
6	事業者の自主的衛生管理	スーパー等大型店では、自主的にトレースサビリティを進めており、独自のマークもつけている。生産情報提供事業と併存しても構わないが、生産者の声をホームページに載せたり、既にあるトレースサビリティ制度との連携をとり、共存できる仕組みにするべきである。	
7	事業者の自主的衛生管理	「都民の安全・安心の実感」に表現されている、「都民が安全・安心を実感できるようにしていくためには、食品の生産・製造方法などの情報を積極的に提供しようとする事業者を、都民が容易に知ることのできる制度の普及を推進する必要がある。」という問題意識は、「有害な食品及び食品添加物などの排除だけでなく、消費者・都民にとってより望ましい食品の流通を推進することを食品安全施策のもうひとつの柱とする」ことを、かねてより主張している立場からも高く評価する。	
8	事業者の自主的衛生管理	協会独自に衛生管理システムの構築を進めており、自主衛生管理マニュアルを作成し、各会員に配布し、衛生管理の向上、徹底を図るなど、自主管理には力を入れている。	
9	事業者の自主的衛生管理	自主検査における検査結果については、良いデータだけではなく悪いデータも発表し、どこに問題点があったか話し合うことで、より良い自主的衛生管理を行うことができると思う。業界として、自主的衛生管理に力を入れており、努力していることを、消費者にも認識していただきたい。	
10	体制整備・連携	行政の検査は全ての機関で同じ感度、同じ精度で分析されないと混乱や不公平を生むことになる。東京都が新しい分析方法や改良した分析方法を開発した場合は、当該新又は改良分析方法と国(検疫所等)で行っている現行分析方法(公定法)との間に分析感度や分析値等に違いがないように国との密接な連携を取ると共に、業界としても対応できるようにするために、迅速にその内容の公表することを求める。	
11	体制整備・連携	東京都が行う収去検査の際、厚生労働省と判断に差が生じないように、統一した判断基準での運用を望む。	
12	体制整備・連携	食品安全条例では、食品企業に生産から販売に至るまでの各行程での情報の記録、保存を求めている。これらの指導にあたっては、食品衛生法やJAS法との十分な連携において対応するべきである。	
13	体制整備・連携	HACCPの考えを取り入れた農産物の安全な生産方法に関する指針の作成にあたっては、農林水産省のGAPとの連携をもって行うべきである。	
14	体制整備・連携	国は国、東京都は東京都ということではなく、東京都は国の中心であるという自覚のもと、他の地方団体も意識したルール作りをしていただきたい。	
15	体制整備・連携	食品企業は食品の適正な表示に向けて法令遵守はもちろんのこと、数々の取組を進めている。東京都において、国とのいわゆるダブルスタンダードがないことを要望する。	他に同主旨の意見1件
16	体制整備・連携	輸入食品については検疫所等の水際の検査が非常に重要であると考えられ、国は検査検体数を年々増やし検査体制を強化している。従って、総合的に都民の食の安全を確保するためには、東京都は国が輸入食品に対して行っていることを重複して行うのではなく、国が行っていない、輸入原材料を使用し国内で加工された食品等について重点的に検査・監視等を実施することが大切である。	

17	体制整備・連携	大消費地である東京では、輸入食品を購入する機会も非常に多いと思われ、輸入食品についてのトレーサビリティを確立すべく、必要な施策を講じるとともに国に働きかけていくことを要望する。	
18	体制整備・連携	安全確保施策の基盤づくりの中に「基盤となる調査研究・技術開発」「区市町村、国等との連携等」とあるが、加え「関係省庁・都庁の局間の連携。都民の健康と食の安全確保を都市計画決定など他施策よりも上位に位置づける」といった柱が必要。	
19	体制整備・連携	全庁的な危機管理体制は大規模な事故だけでなく、食品にまつわる事業決定においても全庁的な体制が望まれる。事業決定前でのコミュニケーションを含むリスク分析の徹底を全庁体制で確立していただきたい。	
20	体制整備・連携	計画の推進については都、都民、事業者が食品の安全に関する共通の認識をもち、全庁的にも取組む推進体制を早急に確立すべきである。特に実務者レベルに行政の行動力が現れてくるだろう。	
21	体制整備・連携	「緊急時の体制整備」に分類される「食品安全対策推進調査会議緊急連絡会議の設置」を「都民からの情報提供(申し立て・内部告発)」に迅速に対応する食品安全対策推進調査会議の設置」にするべき。	
22	体制整備・連携	「食育」が重視される中で、教育庁が都庁内の「食品安全対策推進調整会議」などに参加するように働きかけること。	他に同主旨の意見1件
23	体制整備・連携	「食品安全審議会」において、都民・消費者代表の構成比率を現行より高めていくことを検討して欲しい。	
24	体制整備・連携	国の食の安全委員会とのリンクはどのようになるのだろうか。例えば健康食品への対策は国も取り上げているが、東京都の方が先行した場合の取扱いについてはどうなるのか。東京都の食品安全審議会としての判断を明確にすべきだと思う。	
25	体制整備・連携	国レベルの問題には、東京都としてはどの程度踏み込んでいくのか、明確性がない。都の枠をはみ出した場合にどうするのか。一大消費地の東京は、情報も集まってくるだろうが、生産地情報はそれだけ持てるのか懸念される。	
26	監視・指導	「食品の生産から販売に至る監視、指導等」に分類される「畜産物等の安全対策」は「畜産物等の飼料を含む安全対策」とするべき。	
27	監視・指導	「指導・監視体制の整備」に分類される「都内全域の監視体制の整備」を「城南島・食品飼料化リサイクルを含む都内全域の監視体制の整備」とするべき。	
28	監視・指導	食品などの生産から販売に至る段階での検査、監視指導の補強項目として、都民からの食品苦情に対する不安の解消、原因追及・再発防止に向けた調査活動を行うことを追加すること。	
29	検査・調査	ダイオキシン類等の微量有害化学物質の実態調査の実施において、合成樹脂製容器の内分泌かく乱化学物質の測定については、日常生活の使用実態(繰り返される煮沸消毒など)に即した検査を盛り込むこと。	
30	検査・調査	輸入食品対策の充実として、①アメリカなどから輸入されている遺伝子組み換え作物の輸入量、都内への流通量、都内製造メーカーでの使用量などの調査の実施、②遺伝子組み換えナタネの自生についての調査の実施、③①と②と合わせ、都内に持ち込まれる遺伝子組み換え作物の量とルートを調査し、結果を公表。	
31	検査・調査	事業者の社会的信頼の向上の前に、東京都の社会的責任の向上を重点課題に位置づけ、食品飼料化リサイクル事業で作られる飼料の検査、安全性の検証と継続的監視体制を導入する。	
32	検証	各施策および優先的に取り組むべき戦略的プランの目標数値を明確にしてこの取り組みの実効性を高めることを要望する。	他に同主旨の意見3件
33	検証	進捗状況を定期的かつ必要時に都民へ広く開示し、意見交換会を実施するよう要望する。	他に同主旨の意見1件
34	表示	「食品表示の適正化の推進」に分類される「わかりやすい表示の普及」を「生産履歴の飼料を含めたわかりやすい表示の普及」とするべき。	
35	表示	遺伝子組み換え食品の流通において、実際にはアメリカを中心にかなりの量のGM大豆・コーンが輸入され、表示義務のない食品に使用されているものと推測される。東京都においてはいち早くマーク表示を決定したにもかかわらず、店頭でマークのついた食品を見かけることはない。検出技術の云々にもかかわらず、遺伝子組み換え作物が原料として使われているのか否かがはっきり消費者に分かるような表示のしくみを実現する施策を講じ、遺伝子組み換え食品についても消費者の選ぶ権利を保障することを強く要望する。	他に同主旨の意見1件
36	表示	食品表示については、年に3回研修をしている。現場からの問い合わせの1、2割は非常に複雑で、解決が難しい。分かりやすい表示の普及には、分かりやすい表示のルールが必要である。	
37	表示	表示規制は食品衛生法、JAS法、景品表示法などの国の法律の他、公正競争規約や条例等、沢山の規則や基準があり、複雑になっている。中小企業では対応に苦慮しており、また、行政側でも担当法令以外はわかっていない状況である。食品メーカー等に対する表示の講習会等を、都で積極的に行うべきである。	

38	表示	牛肉などトレイ包装の分量表示は、風袋と内容量を別々の二重表示に改善するべき。	
39	表示	刺身の盛合せや回転寿司の食材の表示もJAS法の食品表示対象に入れるべき。	
40	未然防止	食品安全条例ならびに推進計画が「未然防止」を目的にしていることは評価している。さらに一歩進めて、未然防止から予防原則へという検討をしていただきたい。この予防原則という言葉は、定義づけがあまりないことだが、EU等の情報を把握し、東京都が考える予防原則について定義を明確にすれば、東京都の食品安全行政は国際的にも通用するものになると考える。	他に同主旨の意見 1件
41	未然防止	基本理念の第2「未然防止の観点から科学的知見に基づく安全確保」については、科学的知見の不確実性に対応したいいわゆる「予防原則」的なアプローチをとることを明らかにすべきである。東京都が実施する未然防止施策の一環として、科学的知見の不確実性に着目して、正確な知見が得られるまでの暫定的な措置としてより安全性に留意した施策をとるという管理手法がとられるべきであるとする。	他に同主旨の意見 2件
42	未然防止	科学的な知見に基づいた評価は、安全性の指針になるので「食品安全情報評価委員会」「食品安全審議会」の評価決定は重要である。委員会の委員構成は都民として信頼できる人材とし、委員会の審議は十分に行い、公開を原則とすべきである。開かれた情報を基に広く都民とのリスクコミュニケーションの場を積極的に設定する事こそが、食の安心行政になる。	
43	未然防止	「生産から消費までの一貫した未然防止・拡大防止」を「生産から消費、廃棄物までの一貫した未然防止・拡大防止」とするべき。	
44	未然防止	科学的な知見に基づく分析は、事業決定の前にも行うものとする。また、迅速かつ確かな調査が必要とされた場合には、食品安全条例にもとづく「安全性調査」及び「検査」を実施する。	
45	未然防止	行政は、人が死亡した時、あわてて調査をする。危険性があれば用心するのはそのためである。行政には科学する学者がいないのか？	
46	リスクコミュニケーション	食品安全推進計画は、食品安全条例にもとづく行政計画であると同時に、東京都の食品安全に関する取組方針をとりまとめた総括的な文書であるため、(1)この計画の策定過程そのものがリスクコミュニケーションの対象となるものであり、都民とのコミュニケーション機会を設け、その意見を反映していくこと、(2)計画の内容が都民・消費者に理解されるようにわかりやすく記述されることなどが必要である。	他に同主旨の意見 1件
47	リスクコミュニケーション	食の安全に関する共通認識と合意形成を積み重ねていくための手段であるリスクコミュニケーションの効果的な推進のためのパイロット事業の実施に賛同する。また、①多様な双方向コミュニケーションをとり、より広く消費者の意見を反映、②情報の一元的な収集・管理・開示、③市区町村・保健所・消費者センターとの有機的な事業連携の推進を加えることを求める。	他に同主旨の意見 1件
48	リスクコミュニケーション	「戦略的プラン」のひとつとして、リスクコミュニケーションへの積極的な取り組みが盛り込まれており、非常にうれしく思う。審議会における今後の検討においても、「パイロット事業」イメージを共有できるような議論を期待する。	
49	リスクコミュニケーション	「都民・事業者による化学物質の環境影響に係る情報・意見交流の推進」の施策に期待する。また情報・意見交流を通じてまとめられた内容が施策に具体的に反映されることを要望する。	
50	リスクコミュニケーション	「食品の安全に関する共通認識の醸成」について、リスクコミュニケーションが「単なる情報提供や意見の交換にとどまり、共通認識の醸成にまで至らないものも見受けられる」という率直な問題意識に賛同する。具体的な施策として、リスクコミュニケーションを推進するために、消費者・食品等事業者・行政間の意見交換を隔月くらいの頻度で、市町村単位、7つの保健所圏域単位で開催することを、各自治体行政窓口及び保健所に対して提案する。	
51	リスクコミュニケーション	推進計画の中にもさまざまな認証制度やプログラムが紹介されているが、事業者が自己プログラムの中で、提示された水準を確保していくとともに、リスクコミュニケーションや食育などを通じて、事業者と行政との交流を深めていく必要がある。	
52	リスクコミュニケーション	食の安全について正しく理解し考えることができるように学習、普及啓発などの事業を充実させていく必要があるとされることを評価する。そして、事業者との交流の場づくりのために積極的に事業者へ働きかけることを求める。これは、食育推進面でも考慮されるべきであるとする。	
53	リスクコミュニケーション	周知徹底のためには、各地での説明会を要望する。	
54	リスクコミュニケーション	未然防止をし拡大を防ぐのは、食の安全を守る原点である。そのためにリスク分析をしっかり行うためのプロセスが大事であり、リスク評価、リスク管理の施策をどこがするのかきっちりしなくてはならない。リスクコミュニケーションをどのように行っていくのか、情報公開と併せてコミュニケーションを行う具体的な施策の体系づくりをしなければならぬが、意見の云いばなし、聞きっぱなしでは意味がない。消費者としての意見も多角的にあることを、行政は把握して欲しい。	
55	リスクコミュニケーション	リスクコミュニケーションの手法を、事業決定の前に位置づける。	
56	食育	食に関する学校での教育は本当に大切であり、学校給食が食農教育の題材・場となるような積極的な支援を要望する。また、総合的な学習の時間において地域市民やNPOなどが積極的に授業提案を行えるような支援もあわせて要望する。	

57	食育	食の安全についての教育・学習の推進は非常に重要だと思う。しかし現状では都内でも、総合的な学習の時間を活用したゲストティーチャー制度などがきちんと予算化できている学校と、そうでない学校との格差が非常に大きい。先生がすべてを負うのではなく、食の専門家などを招いて、親や先生も子どもたちと共に学ぶ機会が重要である。学校単位での食の授業実施において、柔軟に予算申請できるような仕組みづくりの検討も要望する。	
58	食育	食の安全の基本は消費者教育にある。食に関しては過去には家庭が基本であったが、家庭でできなくなったので学校に依存する傾向にある。また、一番の基本は社会のあり方にあると思う。消費者教育のあり方を教育現場でも検討して欲しい。	
59	制度構築	食品に関する調査などに限らず、条例や施策の改定・改廃要望なども意見として提出できることを明記するべき。また、申し出のあった意見についての回答ルート・ルールなどについても明確にするべき。	
60	制度構築	都民からの申出制度(制度でなくても都民が意見を云える窓口)は必要である。「消費者条例があるので、諸条例が相互に補完し合う」とあるが、現在の生活文化局の施策をみても、補完し合えることは到底無理と判断する。食の安全を担保するには、行政の施策が重要で、条例には入らなかったが、推進計画の中には都民の信頼復活のためにも必要と考える。	
61	制度構築	悪影響の芽をキャッチするための公開窓口(掲示板のような形)の設置を要望。(公開目安箱)	
62	制度構築	農薬・食品添加物等の基準について、食品を摂取する者の成育および健康状態に配慮する視点から、食品の体重別基準もしくは子ども基準(ガイドライン)を設け、それに見合った食品製造が行われることを求める。	他に同主旨の意見1件
63	制度構築	環境ホルモン等の基準を都独自に子どもの体重による基準にしてほしい。	
64	制度構築	都として、外食に関しても産地やアレルギー表示などの義務に関する条例を検討してほしい。	
65	制度構築	科学的評価だけでは食の安全は保てないため、偽装・隠蔽も同レベルで評価するシステムを作ることを要望する。消費者が求めているのは科学とリスク管理に対する評価の総合である。	
66	制度構築	リスクコミュニケーションを指導する立場の学者や関係者が、業界と利害関係にないことを必ず宣誓し、都としても調査をすることを要望する。また、利害が発覚した場合の、都の条例としても、罰則規定を設けること。指導する学者に対する消費者からの罷免・審査制度も設けること。	
67	制度構築	違反に対して、内部告発者を保護する条例と、奨励金を設定すべき。違反に関しては、国の法だけではなく、東京都としての条例と高額な罰則金を規定すべき。これだけ偽装が横行する現在、食の安全を守るには、科学の側面だけではなく、偽装、隠蔽に対する厳罰化による規制も大きな意味を持つと考える。罰則金は、東京都の食の安全を守るための収入として、また奨励金として使用。	
68	制度構築	GM作物の栽培規制を盛り込んでほしい。	
69	制度構築	トレースサビリティやHACCPへの支援は、公的な補助金制度を設けてもらいたい。	
70	制度構築	人材の育成についての観点が欠けている。公的な補助金制度を設けるなどし、より安全な食品を提供するための技術の向上や知見の向上を目指した人材の育成を積極的に行うべきである。	
71	制度構築	業界での製品製造量の約80%は大規模メーカーが占めており、組合に入っていないアウトサイダーが約20%を占めている。アウトサイダーには情報が不足しており、情報の提供や情報の交換において問題があると考えられる。組合員にならないと営業できないといった制度なども必要なのではないか。	
72	制度構築	施策体系の重要なポイントとして事業者の責任は大きい。生産から消費するまで、食品を取り扱う各事業者は、それぞれが食品の安全を供給する側としての責務がある。物の流れが分らない、見えない所に偽装が生れるので流れの透明性は絶対に確保しなければならない。第三者のチェック機関が必要である。	
73	制度構築	法治国家として虚偽・誇大表現の禁止などは、民法の意思表示(心理留保、錯誤、詐欺と脅迫)の目的で誇大広告と見なされる内容の禁止の疑いあり、ガイドラインではなく、商品リコールなどの罰則規定は必須で、消費者への代金返済と全品回収の義務と責任を販売店・製造者に課すべきである。	
74	制度構築	違反業者に対する罰則規定が任意立入しての行政介入指導し、悪質業者はメディアで公報するのみでは手緩い。交通違反などに違反者へのキップと違反点数、罰金を発布し、悪質者には営業停止3、7、14日間など・営業許可の取消しなど厳しい規則導入の対処が必須である。	
75	制度構築	商品名の表示義務を流通業者や販売業者の表示義務とした場合、もろもろの偽装表示を生み出す原因や土壌がそこにあり、任意行政介入指導しても現在の罰則規定も甘く、その場限りの改善で終わることになり根絶は困難。一方、商品名の表示義務を生産者の表示義務とした場合、生産者の住所、生産者名、電話番号、食材名、収穫日、生産地などを消費者に直接見えるように生産者側の表示義務とすれば、流通業者や販売業者の偽装表示の介入を遮断できる。その効果として、生産者と消費者の相互理解と信頼関係が生まれ相互の安全な生活が確保できる。消費期限や賞味期限については、消費者の責任において消費者判断とすべき問題。	
76	制度構築	事業者名、住所、電話番号、加工日、加工者、加工地、食品名、加工内容、添加物などが消費者に直接見えるように加工業者側の表示義務とすれば、流通業者や販売業者の偽装表示の介入を遮断できる。販売者は、生産者や事業者の表示に対して、訂正・修正などの変更をして表示してはならない義務が必要である。	

77	制度構築	生産・製造物責任法(PL法)の導入、消費者側で被害が証明できれば損害賠償の訴訟を起こすことができるので、悪質業者は訴訟の対象とするべき。ばら売りや量り売りは対象外では、法の抜け道を公然と提供しているのは問題である。	
78	その他	この食品安全推進計画を策定し、実施することで、よりいっそう食品の安全確保が進むことを期待する。	
79	その他	食品安全条例は、東京都が都民に対して、食品の安全行政を前向きに取り上げたものとして評価する。食品安全推進計画は、それをどう具体性を持たせるか、どう施策を盛り込んでいくのかというような指針になるものだと思っている。BSE問題や偽装表示が生んだ食品への不信感をめぐうものとして期待している。	
80	その他	計画の視点に、都民の健康を守るためにという文言があるが、できれば都民の健康に暮らす権利を保障するためにというような言葉にしていただきたい。この推進計画を進めていくには、都民すべてが主体的にかかわっていくべきだと思う。主体的に自分たちの権利を守っていくためだというような位置づけがあってほしい。	
81	その他	本計画の考え方は概ね支持できる。消費者の権利を守る視点で施策を推進して欲しい。	
82	その他	食品安全推進計画の中に食品飼料化リサイクル事業への対応を緊急の課題として位置づけること	
83	その他	食品リサイクル飼料化については判り易い内容で公表して欲しい。	
84	その他	これからの子供達のためにも食品安全は本当に大切である。	
85	その他	中間まとめでは、具体的施策の内容が盛り込まれていない。最終計画には、具体的に記述することを求める(たとえばBSE、遺伝子組み換え食品及び作物、食品中の残留農薬等の問題について)。	
86	その他	東京は都民だけの都市ではないので、生活が都に関わる人間の意見も取り入れてほしい。	

意見受理件数27件  
延べ意見項目数86件

### 3 「意見を聴く会」での意見表明内容(要約)

開催日時 : 平成16年11月16日(火)午前9時30分から午前11時30分まで  
 場所 : 東京都庁・都民ホール  
 来場者数 : 50名  
 意見発表者数 : 8名(都民4名、事業者4名)

No.	事項	ご意見
1	事業者の自主的衛生管理	食品衛生自主管理認証制度は、製造業社が製造工程管理を適切に実施することで食品の安全性確保を行うことを支援するものとして期待し、更なる普及のために、①本認証を受けた事業者が都民に認知されるような施策を講じる(事業者名を販売店や広報紙に掲げる、該当の食品にマーク表示をするなど)②事業者にとっても認証を受けることが、手続きのストレスではなくメリットであると理解してもらうような働きかけを要望する。
2	事業者の自主的衛生管理	事業者が自主管理基準を自主的に作るためには、行政で自主管理の基準(指針)を明示し、事業者へ指導してほしい。認証制度ありきではなく、許認可を得るまたは更新する局面で、事業者に自主管理についての指導を行うなど、保健所業務の中に組み込むべきである。
3	事業者の自主的衛生管理	食品衛生自主管理認証制度を進めるうえでは、自主基準や安全管理について明確にし、HACCPやISOなどの高いレベルと安全管理の水準の中間に位置づけられるものであるべきである。
4	事業者の自主的衛生管理	食品衛生自主管理認証制度を取得したが、東京都職員である学校給食の栄養士でさえ、制度を知らない人が多い。制度の周知徹底を図ってほしい。
5	事業者の自主的衛生管理	スーパー等大型店では、自主的にトレースサビリティを進めており、独自のマークもつけている。生産情報提供事業と併存しても構わないが、生産者の声をホームページに載せたり、既にあるトレースサビリティ制度との連携をとり、共存できる仕組みにするべきである。
6	事業者の自主的衛生管理	協会独自に衛生管理システムの構築を進めており、自主衛生管理マニュアルを作成し、各会員に配布し、衛生管理の向上、徹底を図るなど、自主管理には力を入れている。
7	事業者の自主的衛生管理	自主検査における検査結果については、良いデータだけではなく悪いデータも発表し、どこに問題点があったか話し合うことで、より良い自主的衛生管理を行うことができると思う。業界として、自主的衛生管理に力を入れており、努力していることを、消費者にも認識していただきたい。
8	体制整備・連携	食品安全条例では、食品企業に生産から販売に至るまでの各行程での情報の記録、保存を求めている。これらの指導にあたっては、食品衛生法やJAS法との十分な連携において対応するべきである。
9	体制整備・連携	HACCPの考えを取り入れた農産物の安全な生産方法に関する指針の作成にあたっては、農林水産省のGAPとの連携をもって行うべきである。
10	体制整備・連携	国は国、東京都は東京都ということではなく、東京都は国の中心であるという自覚のもと、他の地方団体も意識したルール作りをしていただきたい。
11	体制整備・連携	食品企業は食品の適正な表示に向けて法令遵守はもちろんのこと、数々の取組を進めている。東京都において、国とのいわゆるダブルスタンダードがないことを要望する。
12	体制整備・連携	大消費地である東京では、輸入食品を購入する機会も非常に多いと思われ、輸入食品についてのトレースサビリティを確立すべく、必要な施策を講じるとともに国に働きかけていくことを要望する。
13	体制整備・連携	全庁的な危機管理体制は大規模な事故だけでなく、食品にまつわる事業決定においても全庁的な体制が望まれる。事業決定前でのコミュニケーションを含むリスク分析の徹底を全庁体制で確立していただきたい。
14	体制整備・連携	計画の推進については都、都民、事業者が食品の安全に関する共通の認識をもち、全庁的にも取組む推進体制を早急に確立すべきである。特に実務者レベルに行政の行動力が現れてくるだろう。
15	検査・調査	輸入食品対策の充実として、①アメリカなどから輸入されている遺伝子組み換え作物の輸入量、都内への流通量、都内製造メーカーでの使用量などの調査の実施、②遺伝子組み換えナタネの自生についての調査の実施、③①と②と合わせ、都内に持ち込まれる遺伝子組み換え作物の量とルート进行调查し、結果を公表。
16	検証	各施策および優先的に取り組むべき戦略的プランの目標数値を明確にしてこの取り組みの実効性を高めることを要望する。

17	検証	進捗状況を定期的かつ必要時に都民へ広く開示し、意見交換会を実施するよう要望する。
18	表示	遺伝子組み換え食品の流通において、実際にはアメリカを中心にかなりの量のGM大豆・コーンが輸入され、表示義務のない食品に使用されているものと推測される。東京都においてはいち早くマーク表示を決定したにもかかわらず、店頭でマークのついた食品を見かけることはない。検出技術の云々にかかわらず、遺伝子組み換え作物が原料として使われているのか否かがはっきり消費者に分かるような表示のしくみを実現する施策を講じ、遺伝子組み換え食品についても消費者の選ぶ権利を保障することを強く要望する。
19	表示	食品表示については、年に3回研修をしている。現場からの問い合わせの1、2割は非常に複雑で、解決が難しい。分かりやすい表示の普及には、分かりやすい表示のルールが必要である。
20	表示	表示規制は食品衛生法、JAS法、景品表示法などの国の法律の他、公正競争規約や条例等、沢山の規則や基準があり、複雑になっている。中小企業では対応に苦慮しており、また、行政側でも担当法令以外はわかっていない状況である。食品メーカー等に対する表示の講習会等を、都で積極的に行うべきである。
21	未然防止	食品安全条例ならびに推進計画が「未然防止」を目的にしていることは評価している。さらに一歩進めて、未然防止から予防原則へという検討をしていただきたい。この予防原則という言葉は、定義づけがあいまいだとのことだが、EU等の情報を把握し、東京都が考える予防原則について定義を明確にすれば、東京都の食品安全行政は国際的にも通用するものになると考える。
22	未然防止	基本理念の第2「未然防止の観点から科学的知見に基づく安全確保」については、科学的知見の不確実性に対応したいわゆる「予防原則」的なアプローチをとることを明らかにすべきである。東京都が実施する未然防止施策の一環として、科学的知見の不確実性に着目して、正確な知見が得られるまでの暫定的な措置としてより安全性に留意した施策をとるという管理手法がとられるべきであるとする。
23	未然防止	科学的な知見に基づいた評価は、安全性の指針になるので「食品安全情報評価委員会」「食品安全審議会」の評価決定は重要である。委員会の委員構成は都民として信頼できる人材とし、委員会の審議は十分に行い、公開を原則とすべきである。開かれた情報を基に広く都民とのリスクコミュニケーションの場を積極的に設定する事こそが、食の安心行政になる。
24	リスクコミュニケーション	食品安全推進計画は、食品安全条例にもとづく行政計画であると同時に、東京都の食品安全に関する取組方針をとりまとめた総括的な文書であるため、(1)この計画の策定過程そのものがリスクコミュニケーションの対象となるものであり、都民とのコミュニケーション機会を設け、その意見を反映していくこと、(2)計画の内容が都民・消費者に理解されるようにわかりやすく記述されることなどが必要である。
25	リスクコミュニケーション	食の安全に関する共通認識と合意形成を積み重ねていくための手段であるリスクコミュニケーションの効果的な推進のためのパイロット事業の実施に賛同する。また、①多様な双方向コミュニケーションをとり、より広く消費者の意見を反映、②情報の一元的な収集・管理・開示、③市区町村・保健所・消費者センターとの有機的な事業連携の推進を加えることを求める。
26	リスクコミュニケーション	食の安全について正しく理解し考えることができるように学習、普及啓発などの事業を充実させていく必要があるとされることを評価する。そして、事業者との交流の場づくりのために積極的に事業者へ働きかけることを求める。これは、食育推進面でも考慮されるべきであるとする。
27	リスクコミュニケーション	未然防止をし拡大を防ぐのは、食の安全を守る原点である。そのためにリスク分析をしっかりと行うためのプロセスが大事であり、リスク評価、リスク管理の施策をどこがするのかきっちりしなくてはならない。リスクコミュニケーションをどのように行っていくのか、情報公開と併せてコミュニケーションを行う具体的な施策の体系づくりをしなければならないが、意見の云いばなし、聞きっぱなしでは意味がない。消費者としての意見も多角的にあることを、行政は把握して欲しい。
28	食育	食に関する学校での教育は本当に大切であり、学校給食が食農教育の題材・場となるような積極的な支援を要望する。また、総合的な学習の時間において地域市民やNPOなどが積極的に授業提案を行えるような支援もあわせて要望する。
29	制度構築	農薬・食品添加物等の基準について、食品を摂取する者の成育および健康状態に配慮する視点から、食品の体重別基準もしくは子ども基準(ガイドライン)を設け、それに見合った食品製造が行われることを求める。
30	制度構築	トレースサビリティやHACCPへの支援は、公的な補助金制度を設けてもらいたい。
31	制度構築	人材の育成についての観点が欠けている。公的な補助金制度を設けるなどし、より安全な食品を提供するための技術の向上や知見の向上を目指した人材の育成を積極的に行うべきである。
32	制度構築	業界での製品製造量の約80%は大規模メーカーが占めており、組合に入っていないアウトサイダーが約20%を占めている。アウトサイダーには情報が不足しており、情報の提供や情報の交換において問題があると考えられる。組合員にならないと営業できないといった制度なども必要なのではないか。

33	制度構築	施策体系の重要なポイントとして事業者の責任は大きい。生産から消費するまで、食品を取り扱う各事業者は、それぞれが食品の安全を供給する側としての責務がある。物の流れが分らない、見えない所に偽装が生れるので流れの透明性は絶対に確保しなければならない。第三者のチェック機関が必要である。
34	その他	この食品安全推進計画を策定し、実施することで、よりいっそう食品の安全確保が進むことを期待する。
35	その他	食品安全条例は、東京都が都民に対して、食品の安全行政を前向きに取り上げたものとして評価する。食品安全推進計画は、それをどう具体性を持たせるか、どう施策を盛り込んでいくのかというような指針になるものだと思っている。BSE問題や偽装表示が生んだ食品への不信感をぬぐうものとして期待している。
36	その他	計画の視点に、都民の健康を守るためにという文言があるが、できれば都民の健康に暮らす権利を保障するためにというような言葉にしていただきたい。この推進計画を進めていくには、都民すべてが主体的にかかわっていきべきだと思う。主体的に自分たちの権利を守っていくためだというような位置づけがあってほしい。
37	その他	食品安全推進計画の中に食品飼料化リサイクル事業への対応を緊急の課題として位置づけること
38	その他	中間まとめでは、具体的施策の内容が盛り込まれていない。最終計画には、具体的に記述することを求める(たとえばBSE、遺伝子組み換え食品及び作物、食品中の残留農薬等の問題について)。

## 4 東京都食品安全条例

〔平成 16 年 3 月 31 日〕  
東京都条例第 67 号

### 目次

- 第 1 章 総則（第 1 条—第 6 条）
- 第 2 章 食品の安全の確保に関する基本的な施策（第 7 条—第 20 条）
- 第 3 章 健康への悪影響の未然の防止（第 21 条—第 25 条）
- 第 4 章 東京都食品安全審議会及び東京都食品安全情報評価委員会（第 26 条・第 27 条）
- 第 5 章 雑則（第 28 条・第 29 条）
- 第 6 章 罰則（第 30 条・第 31 条）
- 附 則

### 第 1 章 総則

#### （目的）

第 1 条 この条例は、食品の安全の確保に関し、基本理念を定め、並びに東京都（以下「都」という。）及び事業者の責務並びに都民の役割を明らかにするとともに、食品の安全の確保に関する基本的な施策及び健康への悪影響の未然の防止のための具体的な方策を推進することにより、食品の安全を確保し、もって現在及び将来の都民の健康の保護を図ることを目的とする。

#### （定義）

- 第 2 条 この条例において「食品」とは、すべての飲食物（薬事法（昭和 35 年法律第 145 号）に規定する医薬品及び医薬部外品を除く。）をいう。
- 2 この条例において「食品等」とは、食品並びに添加物（食品衛生法（昭和 22 年法律第 233 号）第 4 条第 2 項に規定する添加物をいう。）、器具（同条第 4 項に規定する器具をいう。）、容器包装（同条第 5 項に規定する容器包装をいう。）及び食品の原料又は材料として使用される農林水産物（以下単に「農林水産物」という。）をいう。
- 3 この条例において「生産」とは、農林水産物を生産し、又は採取することをいう。
- 4 この条例（前項を除く。）において「採取」とは、農林水産物以外の食品等を採取することをいう。
- 5 この条例において「生産資材」とは、農林漁業において使用される肥料、農薬、飼料、飼料添加物、動物用の医薬品その他の食品の安全性に影響を及ぼすおそれがある資材をいう。
- 6 この条例において「事業者」とは、食品等を生産し、採取し、製造し、輸入し、加工し、調理し、貯蔵し、運搬し、又は販売することを営む者、学校、病院その他の施設において継続的に不特定又は多数の者に食品を供与する者及び生産資材を製造し、輸入し、又は販売することを営む者をいう。
- 7 この条例において「特定事業者」とは、次に掲げる事業者及び第 1 号に掲げる事業者により構成される団体であって、都の区域内に事業所、事務所その他の事業に係る施設又は場所を有するものをいう。

- 一 農林水産物を生産することを営む者
- 二 食品等を製造し、輸入し、又は加工することを営む者
- 三 食品等を販売することを営む者であって、東京都規則（以下「規則」という。）で定めるもの

#### （基本理念）

第3条 食品の安全の確保は、事業者が、自ら取り扱う食品等の安全の確保又は自ら取り扱う生産資材が食品の安全性に及ぼす影響への配慮について第一義的責任を有していることを認識し、その責務を確実に遂行することを基礎として推進されなければならない。

- 2 食品の安全の確保は、食品等の生産から消費に至る一連の行程の各段階において、健康への悪影響を未然に防止する観点から、最新の科学的知見に基づき、適切に行われなければならない。
- 3 食品の安全の確保は、都、都民及び事業者が食品の安全の確保に関する情報及び意見の交流を通じて、それぞれの取組について相互に理解し、協力することにより行われなければならない。

#### （都の責務）

第4条 都は、前条に定める食品の安全の確保についての基本理念にのっとり、第2章に定めるところにより食品の安全の確保に関する施策を総合的かつ計画的に推進する責務を有する。

#### （事業者の責務）

第5条 事業者は、その事業活動に関し、自主的な衛生管理を推進する責務を有する。

- 2 事業者は、自らが取り扱う食品等又は生産資材の特性に応じた食品の安全の確保に係る知識の習得に努めなければならない。
- 3 事業者は、自らが取り扱う食品等による健康への悪影響又は生産資材が食品等に用いられることによる健康への悪影響が発生し、又はそのおそれがある場合には、当該悪影響の発生又は拡大の防止に必要な措置を的確かつ迅速に講ずる責務を有する。
- 4 事業者は、自らが取り扱う食品等又は生産資材に関連し、食品の安全の確保に関する情報の正確かつ適切な提供及び公開並びに積極的な説明に努めなければならない。
- 5 事業者は、第3項に規定する措置及び前項に規定する情報の提供等に資するため、食品等の生産、製造、仕入れ、販売等に係る必要な情報又は生産資材の製造、輸入、販売等に係る必要な情報の記録及びその保管に努めなければならない。
- 6 事業者は、食品等への表示を行うに当たっては、正確かつ分かりやすい表示に努めなければならない。
- 7 事業者は、前各項に定めるもののほか、都が実施する食品の安全の確保に関する施策に協力する責務を有する。

#### （都民の役割）

第6条 都民は、食品の安全の確保に関する施策について意見を表明するように努めることによって、食品の安全の確保に積極的な役割を果たすものとする。

- 2 都民は、食品の安全の確保に関する知識と理解を深め、食品の選択に際し自ら合理的に行動できるよう努めるものとする。

3 都民は、食品の安全の確保に関する都の施策に協力するよう努めるものとする。

## 第2章 食品の安全の確保に関する基本的な施策

### (食品安全推進計画)

第7条 知事は、食品の安全の確保に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、東京都食品安全推進計画（以下「推進計画」という。）を定めるものとする。

2 推進計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 食品の安全の確保に関する施策の方向

二 前号に掲げるもののほか、食品の安全の確保に関する重要事項

3 知事は、推進計画を定めるに当たっては、都民及び事業者の意見を反映することができるよう必要な措置を講ずるものとする。

4 知事は、推進計画を定めるに当たっては、あらかじめ第26条第1項に規定する東京都食品安全審議会の意見を聴かななければならない。

5 知事は、推進計画を定めたときは、遅滞なく、これを公表するものとする。

6 前3項の規定は、推進計画の変更について準用する。

7 知事は、推進計画に基づく施策の実施状況について公表するものとする。

### (調査研究の推進)

第8条 都は、食品の安全の確保に関する施策を最新の科学的知見に基づき適切に実施するため、食品等の安全性に関する調査研究を行うとともに、食品等の生産、製造、試験及び検査に関する研究及び技術開発を推進し、並びにそれらの成果の普及を図るものとする。

### (情報の収集、整理、分析及び評価の推進)

第9条 都は、食品による健康への悪影響を未然に防止するため、食品等の安全性に関する情報について収集及び整理を行うとともに、最新の科学的知見に基づく分析及び評価を行うものとする。

2 都は、前項の分析及び評価の結果を、食品の安全を確保するための施策に的確に反映させるものとする。

### (食品等の生産から販売に至る監視、指導等)

第10条 都は、農林水産物の生産の行程での生産資材の適正な使用を図るため、農林水産物の生産に係る事業者その他の関係者への指導及び当該事業者の事業に係る施設又は場所に対する監視、生産資材の安全を確保するための検査その他の法令に基づく必要な措置を講ずるものとする。

2 都は、食品等の採取、製造、加工、調理、貯蔵、運搬及び販売の各行程において、食品の安全の確保を効果的に推進するため、流通の実態を踏まえ、食品等の採取、製造、輸入、加工、調理、貯蔵、運搬又は販売に係る事業者その他の関係者への指導及び当該事業者の事業に係る施設に対する監視、食品等の試験又は検査その他の法令又は他の条例に基づく必要な措置を講ずるものとする。

### (指導、監視等の体制の整備)

第11条 都は、食品の流通形態の大規模化及び広域化に対応して食品の安全の確保を図るた

め、特別区と連携して、前条第 2 項に規定する指導、監視等を都の区域内全域で広域的かつ機動的に実施するための体制を整備するものとする。

(食品表示の適正化の推進)

第 12 条 都は、食品等の表示について法令の適正な運用を図るとともに、都民に食品等に関する情報を正確に伝達するために必要な措置を講ずるものとする。

(事業者による自主的な衛生管理の推進)

第 13 条 都は、事業者による自主的な衛生管理の推進が食品の安全の確保において基本的な事項であるとの認識に基づき、事業者がその継続的かつ確実な実施に向けて行う自発的な取組を促進するよう、必要な措置を講ずるものとする。

(生産から販売に至る各行程における情報の記録等)

第 14 条 都は、都民への食品の安全の確保に関する情報の的確な提供及び食品による健康への悪影響が発生した場合の原因究明に資するため、食品等の生産から販売に至る各工程における適切な情報の記録及びその保管並びに伝達について事業者による積極的な取組が促進されるよう、技術的な情報の提供その他の必要な措置を講ずるものとする。

(事業者への技術的支援)

第 15 条 都は、前 2 条に定めるもののほか、食品の安全の確保に関する事業者の取組が適切に行われるよう、関係法令に関する情報その他の食品の安全を確保するための情報の提供その他の必要な技術的支援を講ずるものとする。

(情報の共有化、意見の交流等の推進)

第 16 条 都は、都民及び事業者の食品の安全の確保に関する理解並びに都、都民及び事業者の食品の安全の確保に向けた取組の連携及び協力に資するため、食品の安全の確保に関する情報の共有化並びに情報及び意見の相互交流の推進に必要な措置を講ずるものとする。

(教育及び学習の推進)

第 17 条 都は、都民及び事業者が、食品及び食生活の安全の確保に関する正確な知識に基づき、食品の安全の確保に関する取組を的確かつ合理的に行えるよう、教育及び学習の推進に必要な措置を講ずるものとする。

(事業者による情報公開の促進)

第 18 条 都は、事業者が保有している食品の安全の確保に関する情報に関して、事業者による積極的な公開又は提供が促進されるよう、必要な措置を講ずるものとする。

(都民及び事業者の意見の反映)

第 19 条 都は、第 7 条第 3 項に定めるもののほか、食品の安全の確保に関する施策に都民及び事業者の意見を反映することができるよう、必要な措置を講ずるものとする。

(特別区、市町村、国等との連携等)

第20条 都は、食品の安全の確保に関する施策の推進に当たって、特別区及び市町村との連携を図るとともに、必要に応じて、国又は他の地方公共団体と協力を図るものとする。

2 都は、食品の安全の確保を図るため必要があると認めるときは、国に対し意見を述べ、必要な措置を執るよう求めるものとする。

### 第3章 健康への悪影響の未然の防止

#### (知事の安全性調査)

第21条 知事は、食品による健康への悪影響を未然に防止するため、当該悪影響の起こり得る蓋然性及びその重大性の観点から必要と認めるときは、法令又は他の条例に定める措置を執る場合を除き、食品等に含まれることにより健康に悪影響を及ぼすおそれがある要因について、必要な調査を行うことができる。

2 知事は、前項に規定する調査の実施に必要な限度において、事業者又は事業者により構成される団体その他の関係者から報告を求め、その職員をしてそれらのものの事業所、事務所その他の事業に係る施設又は場所に立ち入って、食品等、生産資材、施設、設備、帳簿書類その他の物件を調査させ、又は試験若しくは検査を行うため必要な限度において、食品等、生産資材その他の物件の提出を求めることができる。

3 前項の規定により調査を行う職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。

4 知事は、食品の安全の確保を図るために必要があると認めるときは、第1項に規定する調査の経過及び結果を明らかにするものとする。

5 知事は、第1項に規定する調査の実施に当たっては、あらかじめ第27条第1項に規定する東京都食品安全情報評価委員会（以下この条及び次条において「情報評価委員会」という。）の意見を聴くものとする。ただし、健康への悪影響を未然に防止するため緊急を要する場合で、あらかじめ情報評価委員会の意見を聴くいとまがないときは、この限りでない。

6 前項ただし書きの場合においては、知事は、第1項に規定する調査を行った後相当の期間内に、その旨を情報評価委員会に報告し、その意見を聴くものとする。

7 前2項に定めるもののほか、知事は、第1項に規定する調査に関し必要があると認めるときは、情報評価委員会の意見を聴くことができる。

8 都は、第2項の規定により事業者から物件を提出させたときは、正当な補償を行うものとする。

9 第2項の規定による権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

#### (措置勧告)

第22条 知事は、前条第1項に規定する調査の結果、食品による健康への悪影響を未然に防止するため必要があると認めるときは、法令又は他の条例に定める措置を執る場合を除き、事業者又は事業者により構成される団体その他の関係者に対し、健康への悪影響の防止に必要な措置を執るべきことを勧告するとともに、その旨を公表することができる。

2 知事は、前項の規定による勧告をしようとするときは、あらかじめ情報評価委員会の意見を聴くものとする。ただし、健康への悪影響を未然に防止するため緊急を要する場合で、あらかじめ情報評価委員会の意見を聴くいとまがないときは、この限りでない。

3 前項ただし書の場合においては、知事は、第1項の規定による勧告を行った後相当の期間内に、その旨を情報評価委員会に報告し、その意見を聴くものとする。

4 知事は、第1項の規定による勧告をしようとするときは、当該勧告に係る事業者又は事業者により構成される団体その他の関係者に対し、あらかじめ当該勧告に係る事案について意見を述べ、証拠を提示する機会を与えなければならない。

(自主回収報告制度)

第23条 特定事業者は、その生産し、製造し、輸入し、加工し、又は販売した食品等の自主的な回収に着手した場合（法令に基づく命令又は書面による回収の指導を受けて回収に着手したときを除く。）であって、当該食品等が次の各号のいずれかに該当するときは、速やかにその旨を規則で定めるところにより知事に報告しなければならない。

一 食品衛生法の規定に違反する食品等（同法第19条第2項の規定に違反するもの（規則で定めるものを除く。）を除く。）

二 前号に掲げるもののほか、健康への悪影響を未然に防止する観点から、この項の規定による報告が必要と認められる食品等として、規則で定めるもの。

2 特定事業者（第2条第7項第3号に掲げる者を除く。）のうち、自ら生産し、製造し、輸入し、又は加工した食品等を、当該食品を生産し、製造し、輸入し、若しくは加工した施設又は場所において、他の者を経ることなく直接都民に販売することを主として営む者については、前項の規定は、適用しない。

3 特定事業者が自主的な回収に着手した食品等が、次の各号のいずれかに該当する場合については、第1項の規定は、適用しない。

一 都の区域内に流通していないことが明らかな場合

二 都民に販売されていないことが明らかな場合

(回収の報告に係る指導、報告、公表等)

第24条 知事は、前条第1項の規定による報告に係る回収の措置が、健康への悪影響の発生又はその拡大を防止する上で適切でないとき、報告を行った特定事業者に対し、回収の措置の変更に係る指導その他の必要な指導を行うことができる。

2 前条第1項の規定による報告を行った特定事業者は、当該報告に係る回収を終了したときは、速やかにその旨を規則で定めるところにより知事に報告しなければならない。

3 知事は、前条第1項又は前項の規定による報告を受けたときは、速やかに当該報告の内容を公表するものとする。

4 知事は、前条第1項の規定による報告に係る回収が行われた食品等が都の区域内に存在する場合にあっては、当該食品等に係る措置について指導を行うことができる。

(緊急時の対応)

第25条 都は、食品による重大な健康に係る被害が生じ、又は生じるおそれがある場合に、迅速かつ適切に対処するための緊急体制の確立その他の必要な措置を講ずるものとする。

第4章 東京都食品安全審議会及び東京都食品安全情報評価委員会

(東京都食品安全審議会)

第26条 都における食品の安全の確保に関する施策について、知事の諮問に応じて調査審議するため、知事の附属機関として、東京都食品安全審議会（以下「審議会」という。）を置く。

2 審議会は、次に掲げる事項を調査審議する。

- 一 食品安全推進計画に関すること。
- 二 前号に掲げるもののほか、食品の安全の確保に関する基本的事項
- 3 審議会は、前項に規定する事項に関し、知事に意見を述べることができる。
- 4 審議会は、都民、事業者及び学識経験を有する者のうちから、知事が任命する 25 名以内の委員で組織する。
- 5 委員の任期は、2 年とし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。ただし、再任を妨げない。
- 6 特別の事項又は専門の事項を調査審議するため必要があるときは、審議会に臨時委員を置くことができる。
- 7 委員及び臨時委員は、非常勤とする。
- 8 審議会は、所掌事項の審議に際し、必要があると認めるときは、都民、事業者その他の関係者から意見又は説明を聴くことができる。
- 9 第 4 項から前項までに定めるもののほか、審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

(東京都食品安全情報評価委員会)

- 第 27 条 食品等の安全性に関する情報について調査を行い、その結果を知事に報告するため、知事の附属機関として、東京都食品安全情報評価委員会（以下「情報評価委員会」という。）を置く。
- 2 情報評価委員会は、次に掲げる事項を調査し、知事に報告する。
    - 一 食品等の安全性に関する情報の分析及び評価に関すること。
    - 二 第 21 条第 1 項に規定する調査及び第 22 条第 1 項の規定による勧告に係る食品等の安全性に関すること。
    - 三 前 2 号に掲げる事項について調査を行った結果に係る都、都民及び事業者の相互間の情報の共有化及び意見の交流の方法に関すること。
  - 3 情報評価委員会は、都民及び学識経験を有する者のうちから、知事が任命する 20 名以内の委員で組織する。
  - 4 委員の任期は、2 年とし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。ただし、再任を妨げない。
  - 5 専門の事項を調査するため必要があるときは、情報評価委員会に専門委員を置くことができる。
  - 6 委員及び専門委員は、非常勤とする。
  - 7 情報評価委員会は、所掌事項に係る調査を行うため必要があると認めるときは、学識経験を有する者から意見又は説明を聴くことができる。
  - 8 第 3 項から前項までに定めるもののほか、情報評価委員会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

## 第 5 章 雑則

(環境への配慮)

- 第 28 条 都、都民及び事業者は、食品の安全の確保に関する取組を推進するに当たっては、当該取組が環境に及ぼす影響について配慮しなければならない。

(委任)

第 29 条 この条例に規定するもののほか、この条例の施行について必要な事項は、規則で定める。

## 第 6 章 罰則

### (罰則)

第 30 条 第 21 条第 2 項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による調査若しくは物件の提出を拒み、妨げ、若しくは忌避した者は、20 万円以下の罰金に処する。

### (両罰規定)

第 31 条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、前条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、同条の罰金刑を科する。

## 附則

### (施行期日)

1 この条例は、平成 16 年 4 月 1 日から施行する。ただし、第 21 条、第 22 条、第 30 条及び第 31 条の規定は、同年 5 月 1 日から、第 23 条及び第 24 条の規定は公布の日から起算して 9 月を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。

### (東京都食品衛生調査会条例の廃止)

2 東京都食品衛生調査会条例（昭和 28 年東京都条例第 44 号）は、廃止する。

## 5 東京都食品安全審議会規則

〔平成 16 年 3 月 31 日〕  
東京都規則第 7 8 号

(趣旨)

第 1 条 この規則は、東京都食品安全条例（平成 16 年東京都条例第 67 号。以下「条例」という。）第 26 条第 9 項の規定に基づき東京都食品安全審議会（以下「審議会」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(臨時委員)

第 2 条 条例第 26 条第 6 項に規定する臨時委員は、学識経験を有する者のうちから知事が任命する。

(会長及び副会長)

第 3 条 審議会に会長及び副会長を置き、委員の互選によってこれを定める。

2 会長は、審議会を代表し、会務を総理する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(招集)

第 4 条 審議会は、知事が招集する。

(定足数及び表決数)

第 5 条 審議会は、委員及び議事に関係のある臨時委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

2 審議会の議事は、出席した委員及び議事に関係のある臨時委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(部会)

第 6 条 審議会は、必要に応じて部会を置くことができる。

2 部会は、会長の指名する委員及び臨時委員をもって組織する。

3 部会に部会長を置き、部会に属する委員のうちから互選する。

4 部会は、会長が招集する。

5 部会長は、部会の事務を総理し、審議の経過及び結果を審議会に報告する。

6 部会の議事の定足数及び表決数については、前条の規定を準用する。

(庶務)

第 7 条 審議会の庶務は、福祉保健局において処理する。

(雑則)

第 8 条 この規則に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

附 則

この規則、平成 16 年 4 月 1 日から施行する。

## 6 諮 問 書

16 健安食第1018号  
東京都食品安全審議会

東京都食品安全条例（平成16年東京都条例第67号）第7条第4項の規定に基づき、下記のとおり諮問する。

平成16年7月29日

東京都知事 石 原 慎 太 郎

### 記

1 諮問事項  
東京都食品安全推進計画の考え方について

2 諮問の理由  
食品の安全確保は、都民が健康で豊かな生活を送るための基礎をなすものであり、食品の大消費地である東京において重要かつ喫緊な課題の一つとなっている。

このため、本年3月「東京都食品安全条例」（以下「条例」という。）を制定し、食品の安全確保に向けた都の基本的な方向性を示したところである。

これを踏まえ、今後、食品の安全確保に関する施策をより一層、総合的かつ計画的に推進するために条例に基づく「東京都食品安全推進計画」を策定する必要がある。

7 東京都食品安全審議会委員名簿

(50音順、敬称略)

氏名	所属・役職名
いけやま やすこ 池山 恭子	東京消費者団体連絡センター 事務局長
いちかわ まりこ 市川 まりこ	公募委員
いとう ひろやす 伊藤 裕康	東京都水産物卸売業者協会 会長
いまい しげよし 今井 成价	関東百貨店協会 事務局長
おかもと こういち 岡本 浩一	東洋英和女学院大学人間科学部 教授
おくだ あきこ 奥田 明子	東京都地域消費者団体連絡会 副代表
おざわ のぶお 小澤 信夫	日本チェーンストア協会関東支部 事務局長
◎ くろかわ ゆうじ 黒川 雄二	財団法人佐々木研究所 理事長
こうけつ ひさし 交告 尚史	東京大学大学院法学政治学研究科 教授
さいとう ゆきお 齋藤 行生	社団法人日本食品衛生協会食品衛生研究所 技術参与
たかはし く に こ 高橋 久仁子	群馬大学教育学部家政教育講座 教授
たかはし まつお 高橋 松夫	東京都農業協同組合中央会 常務理事
たかはま まさひろ 高濱 正博	財団法人食品産業センター 専務理事
たちか ひでこ 田近 秀子	公募委員
なかむら まさみ 中村 雅美	日本経済新聞社編集局科学技術部 編集委員
にしやま よしき 西山 義樹	社団法人日本輸入食品安全推進協会 常務理事
はやし かずたか 林 和孝	東京都生活協同組合連合会 組織部長
まつだ ともよし 松田 友義	千葉大学大学院自然科学研究科 教授
○ まるやま つとむ 丸山 務	社団法人日本食品衛生協会 技術参与
やもおか まさこ 谷茂岡 正子	東京都地域婦人団体連盟 副会長
ゆだ なおかず 湯田 直一	社団法人東京都食品衛生協会 専務理事
わだ まさえ 和田 正江	主婦連合会 参与

◎会長 ○副会長

## 8 東京都食品安全審議会検討部会委員名簿

(50音順、敬称略)

氏名	所属・役職名
いけやま やすこ 池山 恭子	東京消費者団体連絡センター 事務局長
おざわ のぶお 小澤 信夫	日本チェーンストア協会関東支部 事務局長
こうけつ ひさし 交告 尚史	東京大学大学院法学政治学研究科 教授
○ たかはし く に こ 高橋 久仁子	群馬大学教育学部家政教育講座 教授
たかはま まさひろ 高濱 正博	財団法人食品産業センター 専務理事
たちか ひでこ 田近 秀子	公募委員
はやし かずたか 林 和孝	東京都生活協同組合連合会 組織部長
まつだ ともよし 松田 友義	千葉大学大学院自然科学研究科 教授
◎ まるやま つとむ 丸山 務	社団法人日本食品衛生協会 技術参与
ゆだ なおかず 湯田 直一	社団法人東京都食品衛生協会 専務理事

◎：部会長

○：副部会長

## 9 食品安全審議会審議経過

### 1 開催状況

会議日程	会議名	審議内容
7月29日	第1回食品安全審議会	<ul style="list-style-type: none"> <li>・諮問</li> <li>・会長、副会長選出</li> <li>・検討部会設置（座長選出）</li> </ul>
8月11日	第1回検討部会	<ul style="list-style-type: none"> <li>・計画のイメージについて</li> <li>・基本的プランについて</li> <li>・審議スケジュールについて</li> </ul>
9月2日	第2回検討部会	<ul style="list-style-type: none"> <li>・重点的に取組むべき事項について</li> <li>・「中間まとめ」素案について</li> </ul>
10月4日	第3回検討部会	<ul style="list-style-type: none"> <li>・中間まとめ（案）について</li> <li>・今後の検討方法について</li> </ul>
10月25日	第2回食品安全審議会	<ul style="list-style-type: none"> <li>・検討部会報告（中間まとめ）について</li> <li>・中間まとめに対する都民・事業者からの意見募集について</li> </ul>
11月16日	第4回検討部会 （「意見を聴く会」の開催）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・都民、事業者による意見発表</li> </ul>
11月29日	第5回検討部会	<ul style="list-style-type: none"> <li>・意見の集計結果について</li> <li>・検討部会報告（案）について</li> </ul>
1月11日	第6回検討部会	<ul style="list-style-type: none"> <li>・検討部会報告（案）について</li> </ul>
2月1日	第3回食品安全審議会	<ul style="list-style-type: none"> <li>・検討部会報告について</li> <li>・答申(案)について</li> </ul>
2月28日	審議会より答申	

### 2 「中間のまとめ」（10月25日公表）に対する意見の募集状況

#### (1) 意見募集状況

募集方法	提出件数	延べ意見項目数	備考
FAX、メール等	19	74	H16.10.25～11.16
アンケート	8	12	H16.11.16（意見を聴く会でのアンケート）
合計	27	86	

#### (2) 「意見を聴く会」での意見発表

実施日：平成16年11月16日

意見発表者：8名（都民4名、事業者4名）